

神戸市家庭用蓄電池設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は神戸市（以下「市」という。）の地域特性を生かした再生可能エネルギーの有効活用及び普及拡大を図り、温室効果ガスの削減を推進するため、市が行う家庭用蓄電池設置補助金（以下「補助金」という。）について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金交付の対象は、第3条に定める要件に適合する家庭用蓄電池（以下「対象機器」という。）の設置（以下「補助事業」という。）に要する費用であって、市内の自ら居住する住宅に対象機器を設置する個人のうち、平成31年4月1日以降に対象機器の設置工事請負契約または対象機器付建売住宅の売買契約をした者（以下「補助事業者」という。）とする。但し、補助事業者が同一年度内に補助金交付を受けることができるのは1台分とし、同一対象機器に対する補助金交付は過年度を含め1回限りとする。

なお、補助事業にあたっては、建築基準法その他関係法令を遵守しなくてはならない。

(対象機器)

第3条 対象機器は、住宅用太陽光発電システムと接続する蓄電容量1kWh以上のリチウムイオン蓄電池で、国が実施する補助事業の対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）に登録されているものまたはそれと同等の機器と認められるものとする。但し、対象機器（蓄電池）は未使用のものであること。

2 接続する太陽光発電システムについて、太陽光発電システムの設置契約と蓄電池の設置契約を同一の日に行った場合は、太陽光発電システムが新設であるものとみなし、太陽光発電システムの設置契約を蓄電池の設置契約よりも前の日に行った場合は、太陽光発電システムが既設であるものとみなす。

(補助金の額)

第4条 市長が補助事業者に対して交付する補助金の額は、蓄電容量（定格容量）1kWhあたり20,000円（100円未満は切り捨て）とし、太陽光発電システムを新設した場合

は1件あたり上限100,000円、太陽光発電システムが既設の場合は1件あたり上限50,000円とする。

対象機器の設置経費が上記により算出した額を下回る場合は、設置経費の100円未満を切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を「令和2年度神戸市家庭用蓄電池システム設置補助金 募集要領」において定める期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1)
- (2) 対象機器設置工事請負契約書または対象機器付建売住宅売買契約書の写し
- (3) 住所の確認ができる公的本人確認書類
- (4) 対象機器の型式名及び製造番号が確認できる写真または保証書の写し
- (5) 対象機器を購入した際の領収書か請求書の写しまたは家庭用蓄電池設置金額証明書(様式第2)のいずれか一つ
- (6) 対象機器と接続する住宅用太陽光発電システムの設置等が確認できる書類

但し、本市の住宅用太陽光発電システム設置補助金の交付を受けた者が、補助金交付申請書(様式第1)の所定欄に登録番号等の必要事項を記入して提出する場合、下記アおよびイの書類については提出を省略できるものとする。

ア 住宅用太陽光発電システム設置工事請負契約書または当該システム付建売住宅売買契約書の写し等、住宅用太陽光発電システムの設置場所が確認できる書類

イ 住宅用太陽光発電システムのパワーコンディショナーの型式名及び製造番号が確認できる写真か保証書、または検査成績証のいずれか一つ

ウ 住宅用太陽光発電システムを購入した際の領収書または請求書の写し
(新設の場合のみ)

エ 発電量等が確認できるエネルギー表示器(モニター)の画面の写真または太陽光発電の検針票の写し等、令和2年4月以降の直近の発電実績が分かるもの(既設の場合のみ)

- (7) こうべCO2バンク入会申込書(平成31年4月以降に住宅用太陽光発電システムを設置した補助事業者のうち、神戸市住宅用太陽光発電システム設置補助金

の交付を受けていない者)

(8) 住宅を借りているものにあつては、当該住宅について権原を有している者の家庭用蓄電池設置に係る承諾書

(9) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付申請の受付)

第6条 市長は、予算の範囲内において、前条による補助事業者からの補助金交付申請を受け付ける。

2 前項により受け付けた補助金交付申請の補助申請額の合計が予算を超える場合は、申請者全員を対象として市による抽選を行い、補助金の交付予定者を決定する。

(補助金交付申請の調査及び決定)

第7条 市長は、第5条による補助金交付申請を受け付けたときは、書類を審査し、必要な調査を行うとともに、必要に応じて補助事業者等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

2 市長は、補助金の額を確定し、補助事業者に対し次に掲げる書類をもって通知するものとする。

(1) 補助金交付決定兼補助金額確定通知書(様式第3)

(2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の調査等により補助金等の交付を不相当と認めるときは、速やかに補助金等の交付を申請した者に対し、次に掲げる書類をもって通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書(様式第4)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の支払い)

第8条 補助事業者は、前条第2項の規定により補助金額の確定の後、市長に対し、補助金交付請求書(様式第5)により「令和2年度神戸市家庭用蓄電池システム設置補助金 募集要領」において定める期限までに補助金の請求を行わなければならない。

2 市長は、請求書受領後、速やかに補助事業者に対し補助金を支払うものとする。

(手続代行者)

第9条 補助事業者は、第5条に基づく補助金交付申請について、対象機器を販売する者等(以下「手続代行者」という。)に対して、これらの手続きの代行を依頼することができる。

- 2 手続代行者は、依頼された手続きに誠意をもって実施するものとする。また本手続きの代行を通じ補助金交付申請を行う者及び補助事業者に関して得た情報は、神戸市個人情報保護条例に従って取り扱うものとする。
- 3 市長は、手続代行者が、第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができる。

(対象機器の処分制限及び補助金の返還)

第10条 補助金の交付を受けた者は、対象機器の耐用年数の期間(6年)内に、当該対象機器を処分しようとする場合は、事前に財産処分承認申請書(様式第6)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、補助金の交付を受けた者が、前項の規定により承認を受けて対象機器を処分するときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。
- 3 市長は、第1項による財産処分の承認を行うときは、財産処分承認を申請した者に対し、次に掲げる書類をもって通知するものとする。

(1) 財産処分承認通知書(様式第7)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定の取り消し等)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者又は既に補助金の交付を受けた者が、次の各号に該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請によって補助を受けようとし、又は受けたとき。

(2) その他市長が補助の決定の取消の必要を認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力)

第13条 市長は、補助金交付予定者又は交付を受けた者に対し、市または市関係会議等が行う調査、普及啓発事業等について協力を求めることができる。

(紛争)

第14条 本事業の対象機器に関する契約, 工事, 運転管理等に関する紛争が生じて
も, 市は一切介入しないものとする。

(委任)

第15条 この要綱により定めるものの他, 補助金の施行について必要な事項は, 市
環境局長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は, 平成30年5月21日から施行する。

(施行期日)

この要綱は, 令和元年5月16日から施行する。

(施行期日)

この要綱は, 令和2年8月3日から施行する。